



平成19年5月15日

各 位

会 社 名 クラリオン株式会社  
 代 表 者 名 取締役社長 泉 龍彦  
 (コード番号 6796東証・大証各第一部)  
 問 合 せ 先  
 責任者役職名 常務執行役員 広報室担当  
 氏 名 川 本 英 利  
 T E L (048) 443-1111 (代 表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年6月27日開催予定の第67回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第426条及び第427条の定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、定款に第27条(取締役の責任免除)及び第37条(監査役の責任免除)の規定を新設し、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、第27条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 会社法の施行に伴い監査役の役割が更に重要性を増す中、監査体制の一層の強化・充実を図るため、監査役の員数を4名以内から5名以内に改めるものであります。(現行定款第30条)

#### 2. 変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	( <u>取締役の責任免除</u> )
	<u>第27条</u> (1) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
	(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。
第27条~第29条 (条文省略)	第28条~第30条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の員数)  <b>第30条</b> 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p><b>第31条～第35条</b> (条文省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>           <p><b>第36条～第44条</b> (条文省略)</p>	<p>(監査役の員数)  <b>第31条</b> 当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p><b>第32条～第36条</b> (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u>  <b>第37条</b> (1) 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u>  (2) 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p><b>第38条～第46条</b> (現行どおり)</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19年 6月 27日 (水曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 19年 6月 27日 (水曜日)

以 上